

第3章 全体構想

1. まちづくりの方向性
2. 想定人口フレーム
3. 将来都市構造
4. 部門別方針

第3章 全体構想

1. まちづくりの方向性

1-1 将来都市像

本計画においては、「東海村第6次総合計画」の将来ビジョンである、『輝くSONZAI つながるTOKAI』を将来都市像とします。

将来都市像の実現を目指し、これまで培ってきた人的・物的資源や潜在的な可能性を十分に活かしながら、住民・事業者・行政が互いに心と力を合わせたパートナーシップのまちづくりの推進に向け、3つの目標を掲げます。

目指すべき将来都市像

「輝くSONZAI つながるTOKAI」
～共に生き 共に育つ しなやかで活力あるまち～

<将来ビジョンの理念>

東海村にあふれる、人・自然・歴史・文化・科学など、その一つひとつが、村の貴重な宝であり、輝くSONZAI「存在」です。

それは、世界に誇れる東海村を創り、支え守ってきた宝物、「村財」であるとともに、かけがえのない尊いSONZAI「尊財」でもあります。

これらの「SONZAI」が互いに出会い、つながり、想いと行動を紡ぎ合うことで、共に生き、共に暮らし、共に成長し続ける、持続可能なまちが実現できます。

また、紡ぎ合うことは、「共創・協創」を大切にすることにつながり、さまざまな人や物の存在価値を高めるとともに、「新たな価値」をも創造することができ、時代の潮流に順応した、しなやかで、活力に満ちた「TOKAI」へと発展していくことができるのです。

人と人がふれあい、認めあい、支えあいのある「今」を大切に、それを「未来」につなぎ、輝く人財が育つまちへ…。

郷土を慈しむ心、郷土を愛する心を育み、安心して永く住み続けたいと思うAI（愛）にあふれる東海村をみなさんと共に創っていきたい…。

この将来ビジョンにはそんな東海村の未来への想いが込められています。

1-2 まちづくりの目標

都市計画マスタープランでは、以下の3つの目標を掲げ、将来都市像の実現に向けた取組みを推進します。

■安全・快適で優しさを大切にしまち

- 頻発・激甚化する大規模自然災害の対応強化や原子力災害に備えて関連機関との連携強化に努め、住民が安心して暮らすことができるまちづくりに取り組みます。
- 都市基盤の整備や、老朽化が懸念される既存の道路・公園・下水道などの維持管理を計画的かつ合理的に実施し、住民が快適に暮らせるまちづくりに取り組みます。
- 高齢者をはじめ、子育て世代や障がい者など、すべての人が快適で、健康的に安心して暮らせる、思いやりと優しさを大切にしまちづくりに取り組みます。
- 少子高齢社会下においても、将来にわたって住民の快適な生活環境が維持されるよう、持続可能な都市構造の実現（コンパクトシティへの転換）に取り組みます。

■魅力と活力のあるまち

- にぎわいと活力ある市街地を形成するため、JR東海駅周辺を中心とし、魅力あふれるまちづくりに取り組みます。
- 国道6号東海拡幅事業や都市計画道路照沼笠松線（地域高規格道路水戸外環状道路）（以下、水戸外環状道路）の整備進展に伴う経済活動の活性化などを見込み、関連施策の充実により、住民がいきいきと働く、活力のあるまちづくりに取り組みます。
- 地域資源である自然や文化財、農地等を村の貴重な財産ととらえた魅力あるまちづくりに取り組みます。
- 文化・スポーツ、先進的な科学技術など、村内の特徴を活かした活動の交流を促進し、いきいきとしたまちづくりに取り組みます。

■環境と共生したうるおいのあるまち

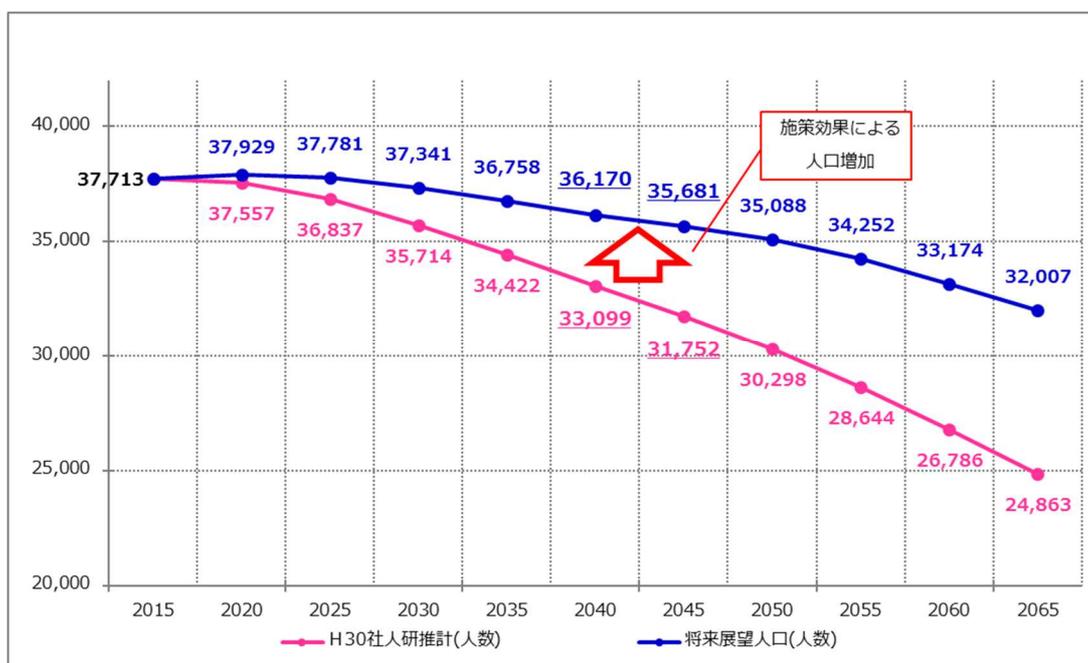
- 農地や屋敷林など、本村の豊かで多様な自然環境を貴重な資源としてとらえ、うるおいのあるまちづくりの実現を目指し、次の世代に引き継ぐため適切な保全に取り組みます。
- 地球規模で進む気候変動に対し、その影響を緩和するため、都市の低炭素化を進め、環境と共生したまちづくりに取り組みます。

2. 想定人口フレーム

本村の令和 22 年の将来目標人口は、東海村人口ビジョン（令和 2 年 3 月改訂版）で示すとおり、約 36,000 人とします。

東海村都市計画マスタープランの目標人口
約 36,000 人（令和 22 年）

【村の総人口の推移と長期的な見直し】



出典：東海村人口ビジョン（令和 2 年 3 月改訂版）

3. 将来都市構造

本計画における将来都市像の実現に向け、都市機能の充実・強化を重点的に図る「拠点」・「軸」や、地区の特性に応じた「エリア」を次のとおり定めます。

3-1 拠点の形成

店舗・事務所等の商業・業務機能や生活利便性を向上する生活サービス機能、人やモノの交流を促進する交流機能など、住民生活や都市活動の中心的な機能を担う地区を「拠点」として位置づけ、多様な都市機能のバランスがとれた都市構造の構築を図ります。

■都市拠点

○JR東海駅の周辺は、商業・業務機能が充実し、村のにぎわいの中心となる「都市拠点」として位置づけます。

■行政サービス拠点

○東海村役場や東海村総合福祉センター「絆」、村立東海病院、東海文化センターなどは、日常的な行政サービスや福祉・医療の機能と併せて、世代を問わず多くの人々が交流する「行政サービス拠点」として位置づけます。

■交流拠点

○コミュニティセンターや阿漕ヶ浦公園などの公園、(仮称)歴史と未来の交流館を地域もしくは村民のコミュニティを形成する「交流拠点」として位置づけます。

■産業拠点

○産業・情報プラザ、工業団地及び原子力関連施設は、既存の産業活動に加え、新規産業の誘致や創出を目指す「産業拠点」として位置づけます。

■歴史文化拠点

○大神宮や村松山虚空蔵堂、石神城跡、真崎古墳群等の歴史資源は、適切な保全や周辺地区を含めたまち並み整備、公園整備などにより、本村の歴史や文化を伝える「歴史文化拠点」として位置づけます。

3-2 軸の配置と形成

広域的なネットワークを形成する高規格道路や主要な国・県道、また、一団の樹林地や河川を都市の「軸」として位置づけ、村内外の有機的な連携による都市機能の向上を図ります。

■ 広域連携軸

○常磐自動車道東海スマートICから利用できる常磐自動車道と水戸外環状道路は、首都圏及び県内外の都市圏とつながる広域的なネットワークを形成する「広域連携軸」として位置づけます。

■ 都市軸

○国道6号、国道245号及び都市計画道路二軒茶屋原研線（原研通り）は、広域連携軸と接続し、都市活動に活力を与え、都市間交流の活性化を支える「都市軸」として位置づけます。

■ 水と緑の軸

○久慈川、新川及び市街地外輪部の樹林地は、生活にうるおいと安らぎを与える空間の形成を目指す「水と緑の軸」として位置づけます。

3-3 ゾーニング

村の中心を形成する市街地や産業施設集積地、集落地などを「エリア」として位置付け、地域ごとの特色を踏まえた都市の形成を図ります。

■ 市街地エリア

○JR東海駅周辺に形成される市街地は、村の中心となるにぎわいを創出する「市街地エリア」として位置づけます。

■ 住宅エリア

○市街化調整区域に整備された住宅団地は、多くの村民が居住している「住宅エリア」として位置づけます。

■ 産業・研究エリア

○産業施設等が集積する工業団地や、原子力関連施設が立地する地域を、経済発展と活力を支える「産業・研究エリア」として位置づけます。

■ 流通業務エリア

○水戸外環状道路の開通による茨城港常陸那珂港区のさらなる活用を見込み、水戸外環状道路と国道245号の交差する周辺を「流通業務エリア」として位置づけます。

■ 文教エリア

○ 東海文化センターや（仮称）歴史と未来の交流館をはじめ、教育施設や文化施設などの各種公共公益施設が集積する地域を、村民の学習・文化活動を促進する「文教エリア」として位置づけます。

■ 集落共生エリア

○ 上記に位置付けられたエリアを除く農地などは、周辺の自然環境と調和した生活環境を形成する「集落共生エリア」として位置づけます。

【将来都市構造図】



4. 部門別方針

本村のまちづくりに関する基本的な方針について、土地利用、道路・交通体系、公共公益施設、都市防災、都市環境の分野別に定めます。

4-1 土地利用の方針

現在の土地利用状況や法規制の状況、今後の開発動向等を踏まえて、目指すべき土地利用の方針を定めます。

■基本方針

- 自然環境との調和や地域経済の活性化、防災性の向上を視野に、市街地の形成過程などを踏まえ、定住性の高い住宅地の形成や村内産業の発展に寄与する土地利用の実現を目指します。
- 土地区画整理事業の推進や地域地区の指定、地区計画制度の活用により、地域特性を踏まえたまちづくりを進めます。
- 市街地内においては、各種都市機能や住宅・商業などが立地した、生活利便性の高いコンパクトな市街地形成と、まちなか居住を促進します。
- 市街地外においては、周辺の緑地や農地などの自然環境の維持・保全と、集落の住環境を維持します。

(1) 住宅系市街地の方針

- JR東海駅周辺を中心とした市街地に整備された住宅地は、現在の良好な住環境を維持していきます。
- 快適な住環境の維持、向上を図るため、「立地適正化計画」の策定などにより、まちなか居住を適正に誘導していきます。
- 中高層住宅や業務用建物の建築、規模の大きな開発行為を行う場合には、周辺の住環境との調和を図るよう、適正に誘導していきます。

①低層住宅地

- 市街化区域の外縁部は、低層の戸建て住宅を中心としたゆとりある良好な住宅地の形成を図ります。

②中層住宅地

- JR東海駅周辺の土地区画整理事業などによって整備された住宅地は、都市基盤の整った環境や駅至近の利便性を活かした戸建て住宅や集合住宅が立地する住宅地として、良好な住環境を維持していきます。

(2) 商業系市街地の方針

① 駅周辺商業地

- JR東海駅周辺に大型店舗をはじめとする商業業務機能を誘導し、にぎわいのある中心地の形成を図ります。
- 鉄道やバス、デマンドタクシーなどの公共交通ネットワークの結節拠点となっており、駅前広場の整備、駐車・駐輪場の機能充実など、誰もが気軽に行き来できる環境形成に努めるとともに、医療や福祉などの公共公益施設を適正に誘導し、多様な生活ニーズに応える商業空間の形成を図ります。

② 沿道商業地

- 都市計画道路の沿道は、道路機能や地域特性に応じて、商業・業務施設など、沿道サービス施設の立地を誘導します。
- 施設の立地誘導にあたっては、周辺環境との調和に配慮するとともに、歩行者空間の安全性確保に努めた沿道サービス施設の誘導に努めます。

(3) 産業系市街地の方針

① 工業用地

- 平原工業団地、平原南部工業団地及び部原地区工業団地の既存工業団地は、工業生産の活動拠点として生産環境を維持していくとともに、需要に応じて優良企業等の誘致に努めます。
- 敷地内緑化・緩衝緑地の設置などにより、周辺環境との調和を図ります。

② 原子力関連用地

- 原子力関連施設と大強度陽子加速器施設（J-PARC）をはじめとした高度かつ最先端の研究機能が集積している利点、また、これまでの様々な研究成果を活かし、国際的にひらかれた原子力科学等における人材育成や研究開発拠点を目指すとともに、新産業の創出を目指します。

③ 流通業務用地

- 水戸外環状道路の開通に伴う広域交通の利便性向上を踏まえ、茨城港常陸那珂港区周辺地域においては、物流機能の向上を図ります。

(4) 公共公益施設用地の方針

- 東海村役場や東海村総合福祉センター「絆」、村立東海病院、東海文化センターなどの行政サービス拠点は、誰もが利用しやすい環境づくり等に努め、住民サービス等を提供する公共公益施設として、機能の維持・向上を図ります。

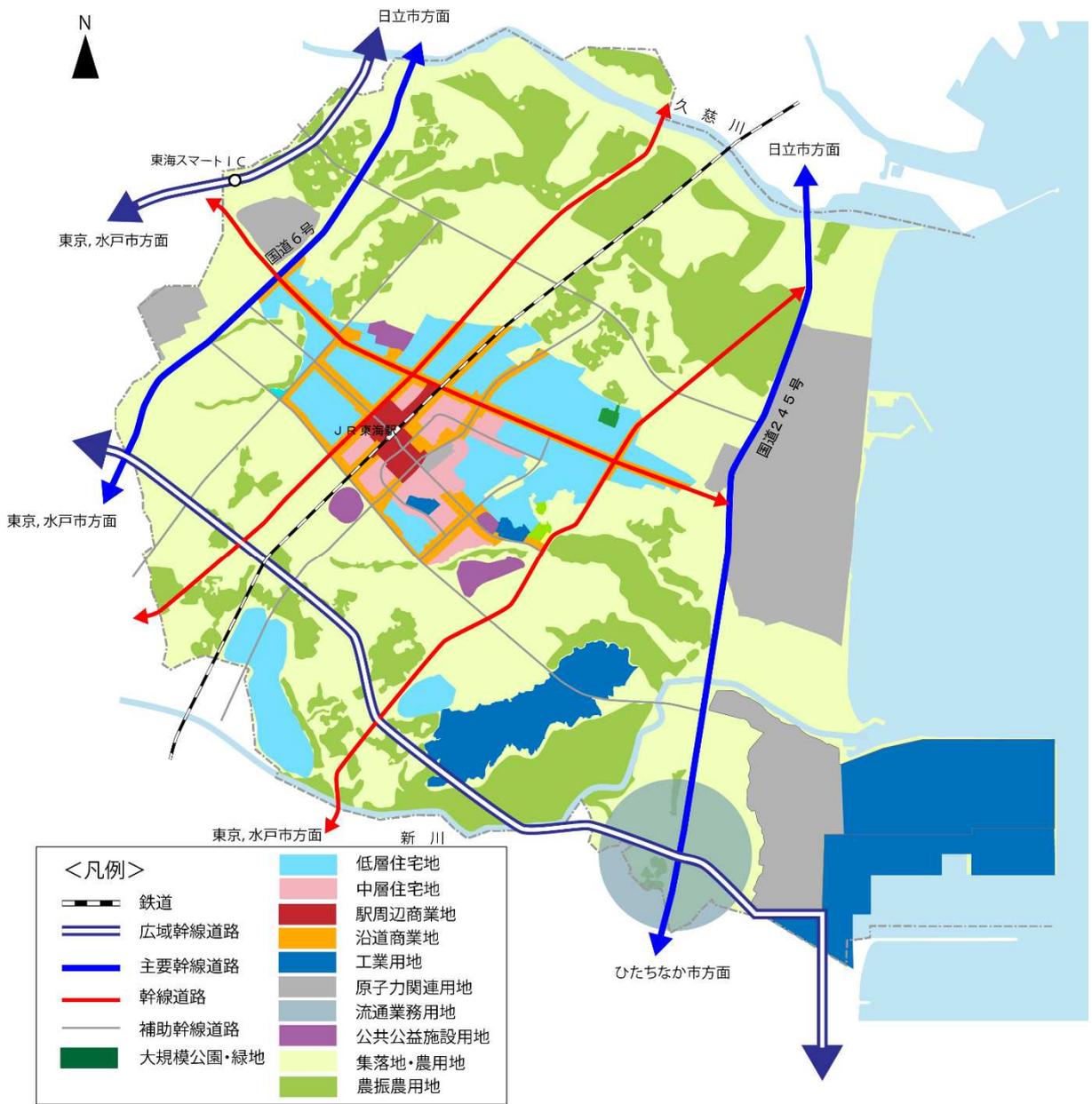
(5) 集落地の方針

- 市街化調整区域において、農地や自然地などと共存して形成されている集落地は、これまで各地域で育まれてきた生活様式などの文化を維持するとともに、地域コミュニティの醸成を図ります。
- 集落地内の農地は、豊かな自然環境を後世に継承していく空間として、また、農業生産の空間として保全に努めます。
- 市街化調整区域に整備された住宅団地の居住環境を維持します。

(6) 農用地の方針

- 農振農用地など、市街化調整区域に位置する一団の農地は、本村の代表的な産業の一つである農業の生産基盤として、また、豊かな自然環境・農村景観を形成する地域として維持・保全に努めるとともに、必要に応じた農業生産基盤の整備・改善を進めます。
- 農業従事者の高齢化や後継者不足の解消、耕作放棄地の増加を防ぐため、新規就農者の育成・参入への支援や、農業公社等の法人化への支援などにより、担い手の確保と体制の構築を図ります。
- 遊休農地においては農地としての需要の掘り起こしを図り、状況に応じて市民農園や体験農園などのレクリエーションとしての活用や、農業者と地域住民の交流促進などへの活用を図ります。

【土地利用方針図】



4-2 道路・交通体系の方針

既存の道路ネットワークや都市計画道路の整備状況、公共交通機関のニーズの変化等を踏まえ、目指すべき道路・交通環境の方針を定めます。

■基本方針

- 広域的な都市圏を結ぶ常磐自動車道及び水戸外環状道路を「**広域幹線道路**」として位置づけます。
- 村内を南北方向に通り、本村と県都水戸市をはじめとする周辺都市を結ぶ国道6号、国道245号を「**主要幹線道路**」として位置づけます。
- 広域幹線道路や主要幹線道路、村内の各地域や拠点を結ぶ、都市計画道路二軒茶屋原研線（原研通り）、都市計画道路船場竹瓦線（もみじ通り）及び都市計画道路須和間豊岡線（いちよう通り）を「**幹線道路**」として位置づけます。
- 地域間を結ぶとともに、市街地や地域内の交通を円滑に処理し、幹線道路を補完する、上記以外の都市計画道路を「**補助幹線道路**」として位置づけます。
- 地域の生活に密着するその他の道路を「**生活道路**」として位置づけます。
- 公共交通（鉄道、路線バス及びデマンドタクシー）により、集約型都市構造（コンパクト・プラス・ネットワーク）の軸の形成を図ります。
- 自動車交通量の増加に伴う交通渋滞の解消に向けて、公共交通機関の充実や自転車交通の活用促進を目指します。
- 日常生活において、より多く歩くことによる村民の健康づくりにつながるような環境の整備を図り、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指します。

（1）道路整備の方針

①広域幹線道路（自動車専用道路）

- 常磐自動車道東海スマートICは都市計画道路二軒茶屋原研線（原研通り）と接続し、村の市街地や各地区から容易にICへアクセスできることから、広域的な交流や観光・産業経済の活性化、災害時の広域避難、緊急搬送路などの活用を図ります。
- 水戸外環状道路の整備により、常磐自動車道や北関東自動車道等へのアクセスが向上し、茨城港常陸那珂港区の利用促進、水戸市やひたちなか市などの水戸広域圏や、県北地域の都市への効率的な移動が見込まれ、都市間交流や物流の円滑化、村内の産業経済活動の活性化などが期待されることから、早期整備を関係機関に要望していきます。
- 水戸外環状道路の整備にあたっては、地域コミュニティや住環境への影響を考慮するよう関係機関との調整を図ります。

②主要幹線道路

○水戸市をはじめ、県内主要都市や首都圏に直結する国道6号、国道245号は、一般車両のほか、事業用車両の円滑な通行を確保するため、4車線化の早期整備を関係機関に要望していきます。

③幹線道路

○広域幹線道路、主要幹線道路及び隣接都市へのアクセス強化の他、村内間の円滑な通行を図るよう配置し、はしご状の幹線道路ネットワーク体系の確立を目指します。

④補助幹線道路

○車両交通の円滑な走行と歩行者の安全性に配慮し、歩車道の分離やバリアフリー化などを進めます。

⑤生活道路

○道路の安全性を確保するとともに地域の防犯性を高めるため、交差点の改良や街路灯などの交通安全施設の整備を計画的に実施します。

○土地区画整理事業や大規模な開発行為などによって整備された住宅地の道路についても、適正な維持管理、計画的な修繕を行います。

○歩行者の安全確保を図る必要性が高い道路については、自動車の走行速度や通り抜けの抑制、歩道の設置または歩車共存道路など、道路空間に工夫を凝らし、安全な歩行環境の確保に努めます。

(2)公共交通の方針

①鉄道

○鉄道利用の利便性向上のため、JR東海駅への特急列車の停車本数の増加に関する要望などを引き続き行います。

②バス交通等

○路線バスは、高齢者や学生などの重要な移動手段であるとともに、中心市街地と各地区間を機能的につなぎ、コンパクトシティの形成（コンパクト・プラス・ネットワークの構築）に必須なことから、交通事業者と連携し、利便性の向上に努めます。

○道路ネットワークの整備や医療・福祉施設など、主要な公共公益施設へのアクセスや住民・地区の需要などを考慮のうえ、バス路線の再編を検討します。



JR東海駅と路線バス

4-3 公共公益施設の方針

既存施設の利用状況や老朽化の状況等を踏まえ、住民の利便性や安全面を考慮した、目指すべき公共公益施設の整備と維持管理の方針について定めます。

■基本方針

- 利用圏域を考慮した立地や施設の複合・集約化，ユニバーサルデザインに配慮するなど，村民が利用しやすい施設を目指します。
- 施設の長寿命化を図るため，定期的な点検や修繕を実施するなど，適切な維持管理に努めます。
- 民間による整備，管理運営が有効と考えられる施設については，積極的に民間活力の導入を図ります。
- 災害時の避難所に指定されている施設については，安全性の確保と防災機能の充実・強化に努めます。

(1) 公園，緑地等

- 阿漕ヶ浦公園は，本村及び広域圏のスポーツ・レクリエーション需要に対応した施設としての充実を図ります。
- 都市計画公園のうち，現在整備中の神楽沢近隣公園は，土地区画整理事業に併せて整備を進めるとともに，周辺の緑地とのつながりを意識した，住民の交流と憩いの場となるシンボリックな空間の形成を図ります。
- その他既存の公園は，住民ニーズに即し，適切な維持管理や計画的な改修に取り組みます。
- 開発行為や土地区画整理事業の実施に際して，緑地の確保を図ります。
- 県史跡でもある石神城址公園は，史跡公園としてふさわしい整備を推進します。
- 久慈川河川敷グラウンドが位置する久慈川河川敷では，住民の様々なレクリエーションニーズに対応できるよう，ニュースポーツ広場の整備に向けた検討を進めます。



阿漕ヶ浦公園

(2) 下水道，雨水排水路

- 下水道施設（雨水・汚水）の維持・整備により，生活環境や防災性の向上を図るとともに，自然環境への負荷を抑制します。
- 計画的な管路の耐震化や更新に取り組み，既設管の長寿命化とともに災害に強いライフラインを確保します。

- 下水道施設（污水）の整備を進め、汚水処理施設の未整備地の早期解消を目指します。
- 近年頻発している大規模災害による浸水被害を防ぐため、定期的な維持・修繕のほか、計画的に調整池等の整備を実施し、適切な排水機能の確保を図ります。

（3）庁舎等

- 役場庁舎は行政サービスの拠点として、また、災害時における防災拠点としての機能の充実を図ります。
- 各地区のコミュニティセンターは、地区コミュニティや住環境の中心となる施設として、日常生活に必要な行政機能を備えるとともに、地域住民の交流やコミュニティ形成の場としての活用を図ります。



東海村役場庁舎

（4）学校施設

- 小中学校については、原則、既存の施設を原則として維持していくとともに、児童生徒数等の動向を踏まえ、必要に応じて学区の変更を検討します。
- 教育環境の充実と施設の安全強化に努めます。
- 生涯学習やスポーツなど、地域の活動場所としての有効活用を検討します。

（5）医療保健福祉施設

- 本村の医療サービス拠点である村立東海病院は、医療機能の維持・向上に努めるとともに、地域の医療機関との連携強化に努めます。
- 総合的な福祉や健康づくりの機能を有する東海村総合福祉センター「絆」は、乳幼児から高齢者までの母子保健・健康増進・地域福祉の拠点であるとともに、世代間を超えた交流や住民活動の場として活用を図ります。
- 高齢者、障がい者等を支援する、なごみ東海村総合支援センターは、高齢者の介護予防支援、障がい・難病児者の各種支援や、幼児・児童・生徒の発達支援等の複合施設として、関係機関と連携し、幅広い支援に努めます。



総合福祉センター「絆」

(6) 子育て支援施設

○保育所，幼稚園，こども園，学童施設などの子育て支援施設は，既存施設の環境を維持するとともに，新たな施設の整備時には適正な地区への誘導に努めるなど，子育てに優しい環境づくりを支援します。

(7) 社会教育施設

○（仮称）歴史と未来の交流館や東海文化センターなどの社会教育施設は，世代を超えた交流を進めるため，さまざまな学習・文化活動の支援や交流機会の拡大を図ります。

【公共公益施設方針図】



4-4 都市防災の方針

近年の災害発生の状況や高齢化が進んでいる社会背景等を踏まえ、全ての住民の安全・安心の確保を目指し、平常時の防災対策や災害発生時の対応策の方針について定めます。

■基本方針

- 原子力関連施設が立地する本村では、自然災害に加えて原子力災害への対応を踏まえた防災対策の強化を図ります。
- 東日本大震災や近年増加している自然災害など、過去の災害の経験から、都市災害への対応策や広域災害の協力体制の構築を促進します。
- 建物の耐震性の向上や不燃化の促進、本村の地形的特性を踏まえた治水対策の強化など、予防体制の強化を図ります。
- 災害時における住民への広報・情報連絡体制の確立と、地域に根ざした自主防災組織の育成を通じて、「安全・安心のまちづくり」を目指します。

(1) 公共公益施設を中心とした防災対策

- 災害時の救援・支援活動の拠点となる学校やコミュニティセンターをはじめとする公共公益施設の耐震化や防災機能の充実・強化を推進します。

(2) 原子力安全対策・原子力防災対策の充実

- 安全文化の醸成とその意識徹底、現場力の強化を求めるとともに、国や関係自治体・機関との連携強化を図り、原子力安全・防災対策の充実に努めます。
- 「東海村広域避難計画（案）」の検証と実効性向上を図るため、広域避難訓練を継続して実施します。

(3) 防災知識の向上

- 防災教育の充実や防災訓練の実施により、住民の防災意識の向上を図るとともに、自助・共助の精神に基づく、自主防災組織の育成を進めます。

(4) 避難行動要支援者の支援体制の充実

- 介護が必要な高齢者や医療的ケアが必要な人など避難行動要支援者に対し、行政関係機関や関係団体等と協力した避難体制の確立に努めます。

(5) 防災都市基盤づくり

- 災害時における広報活動については、防災行政無線戸別受信機（防災ラジオ）を全世帯に無償で貸与するとともに、SNSやスマートフォンを活用するなど、より身近で利用しやすい手段の活用を検討します。
- 都市計画道路の事業化や拡幅事業にあたっては、安全確保・防災の視点から計画的に無電柱化を促進します。
- 近年頻発している集中豪雨等により、本村でも浸水箇所や冠水の発生などの被害がみられており、これらの都市型水害による被害を解消するため、雨水管理総合計画に基づき、排水路及び調整池の整備を促進します。

【都市防災方針図】



4-5 都市環境の方針

本村の自然環境や歴史文化資源を活かすとともに、うるおいのある住環境の形成を目指し、緑地の保全や景観形成の方針について定めます。

■基本方針

- 「東海村緑の基本計画」や「第2次東海村環境基本計画」、「東海村農業振興計画」等の各種関連計画において定められている理念に基づき、緑や水辺の保全・活用や公園緑地の整備、緑化活動の促進など、自然豊かで快適な都市環境の創出を目指します。
- 住民・事業者・行政の連携や協力による景観づくりを推進し、生活にゆとりと豊かさをもたらす景観形成を図ります。

(1) 自然と共存するまちづくり

① 緑のネットワークの形成

- 緑豊かで広大な水辺空間を有する久慈川や新川は、魅力ある景観を活かし、周辺の斜面林、社寺林等の緑地と一体となった、うるおいと安らぎをもたらす水と緑の軸の形成を図ります。
- 幹線道路などの歩道や緑道などのネットワークを活用した自転車利用の促進を図るとともに、公園やスポーツ・レクリエーション施設、東海村総合福祉センター「絆」周辺の緑地など、緑の拠点を結ぶ緑のまち歩きルートの形成を図ります。



久慈川河口

② 緑の拠点づくり

- 村のシンボルとなる緑の拠点形成のため、根崎緑地の整備とあわせて、東海村総合福祉センター「絆」周辺の緑地の整備を図ります。
- 都市公園やポケットパークを活用し、住宅市街地における緑の空間を確保します。
- ビオトープを緑の拠点として活用するとともに、生態系の維持・形成を図ります。
- 本村の恵まれた自然環境や景観を保全し、後世に引き継いでいくため、緑化基金を活用します。



「絆」周辺の緑地

③緑が生き生きとしたまち並みの形成

○斜面緑地や平地林などを村民の森や保存樹木として指定するとともに、まとまりのある良好な緑地空間を保全するための手法を検討します。

○市街化区域内の農地は、都市型農業を維持していくことを基本とします。また、休耕田や耕作放棄地などは、観光レジャー農園，市民農園・学習農園など多様な活用方策を検討します。

○自然環境保全地域及び保安林に指定されている海岸沿いの松林は、海岸防災林としての役割を果たすと同時に、村の特色ある景観を創出する資源であるため、積極的な保全・再生に努めます。



八間道路

④緑のまちづくりを支える意識の高揚

○結婚や新築，出産された方に記念樹を配布するなど，緑に関わるさまざまなPR活動を継続します。

○花いっぱい運動や美化活動など，緑のボランティア活動の担い手を支援・育成し，情報交換や研修などが行える体制づくりに努めます。

○環境村民会議による環境保全活動の実施など，環境に対する住民活動の促進に努めます。

(2) 市街地の景観づくり

①市街地景観の魅力づくり

○建築物のデザインや色彩・形態などの規制により，統一感のある景観づくりを誘導します。

○良好なまち並み景観の形成を図るため，地域の景観特性との調和や緑地の確保に努めます。

○市街地景観の維持や治安の向上のため，適正な管理がなされていない空き家の解消に努めます。

②道路・公園からの景観づくり

- 道路沿道の広告物や建築物などのデザインについては、地域の景観との調和に務めます。
- 道路や歩道の舗装などに工夫を凝らすなど、道路景観づくりに努めます。
- 公園・緑地・広場等の整備、改修の際には、周辺の景観との調和に配慮します。
- 都市計画道路の事業化や拡幅事業にあつては、計画的に無電柱化を促進します。



公園の看板

【都市環境方針図】

